

税務課からのお知らせ

平成28年度町民税などの申告について

平成28年1月1日現在、黒潮町に住所がある20歳以上の方全員に、申告書をお送りしています。

申告書が届いた方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要です。

この申告書は、国民健康保険料・介護保険料の申告書も兼ねています。収入が無い場合でも、その旨を記載して提出してください。

申告結果は、町民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険料や介護保険料の算定資料としても使います。

また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使いますので、必ず申告してください。

◆申告の際に必要なもの

- ①印かん(認印)
- ②収入や経費がわかるもの(給与支払報告書、公的年金などの源泉徴収票、自営業の方は、帳簿や領収書などの収支がわかるもの)
- ③生命保険や地震保険の控除証明書

- ④国民年金などの支払証明書
- ⑤医療費の領収書

⑥住宅取得特別控除を受けられる場合は、金融機関の年末残高証明書

◆提出期限 3月15日(火)

※申告書の提出が無い場合は、国民健康保険料の軽減措置が受けられない、所得証明書などの交付ができない、各種税額控除が受けられない、などの場合があります。

※申告に必要な書類などの確認や申告の要否については、お気軽にお問い合わせください。

軽自動車税の税率改正についてお知らせ

- ①原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊

平成28年4月1日から下記の税率(年税額)に変更になります。

- ②軽自動車(四輪・三輪)

平成27年4月1日以後に新規検査を受けたものから新税率を適用。

それまでに新規検査を受けたものについては従来の税率(年税額)が適用されます。

①平成28年4月1日から適用するもの

種別	※( )内は標識の色です	税率(年税額)	
		変更前	変更後
原動機付自転車	二輪 ~50cc (白)	1,000	2,000
	二輪 ~90cc (黄)	1,200	2,000
	二輪 ~125cc (桃)	1,600	2,400
	三輪 ミニカー (水)	2,500	3,700
軽自動車	二輪 ~250cc (白・緑字)	2,400	3,600
小型特殊自動車	農耕車 (緑)	1,600	1,600
	その他のもの (緑)	4,700	5,900
二輪の小型自動車	250cc~(白・緑枠緑字)	4,000	6,000

※重課税率とは、グリーン化(環境への負担軽減)を進める観点から、新規検査年月から13年を経過した車両について、その翌年度から適用されます。

重課税率適用初年度は、平成28年度で、平成14年以前の新規検査年月のものが対象となります。

購入した年ではなく、新規検査年月からの年数で課税しますのでご注意ください。

購入した年ではなく、新規検査年月からの年数で課税しますのでご注意ください。

②新規検査の年月によって税率が変わるもの

種別	税率(年税額)				
		税率(年税額)			
		変更前 (~28.3.31)	変更後 (28.4.1~)	※重課税率 適用後	
四輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
		営業用	5,500	6,900	8,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000
		営業用	3,000	3,800	4,500
三輪	~660cc	3,100	3,900	4,600	

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上および三輪の軽自動車(新車に限る)で、燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)が平成28年度分について適用されます。新規検査年月は車検証の「初度検査年月」欄に記載されています。詳しくは次のページの表をご覧ください。

③グリーン化特例により税率が軽減されるもの

対象軽自動車		軽減内容	
平成27年4月以降に新規取得した軽四輪など(三輪以上の軽自動車)に限る	乗用・貨物	電気自動車・天然ガス自動車	約75%軽減
	乗用	H32年度燃費基準+20%達成	約50%軽減
	貨物	H27年度燃費基準+35%達成	
	乗用	H32年度燃費基準達成	約25%軽減
貨物	H27年度燃費基準+15%達成		

忘れていませんか?  
軽自動車などの廃車手続き

乗らなくなったり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、平成28年度も軽自動車税がかかります。あなたの家にあるような車がありましたら、早めの手続きをお勧めします。

なお、車の種類によって次の表

のとおり手続き先が違いますので、ご注意ください。

軽自動車の種類	手続き先・連絡先
○原動機付自転車(125cc以下) ○小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	黒潮町役場 本庁 税務課 住民税係 ☎43-2816(直通) 佐賀支所 地域住民課総合窓口第1係 ☎55-3113(直通)
○軽自動車	軽自動車検査協会(高知市長浜) ☎050-3816-3125
○125cc超~250ccまでのバイク	高知県軽自動車協会(高知市長浜) ☎088-842-4311
○250ccを超えるバイク	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077

農耕車には軽自動車税がかかります!

農耕車とは、トラクター・乗用装置付きのコンバイン・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。これらの農耕車は、道路を走らな

くても軽自動車税がかかります。

農耕車を登録していない方は、本庁または佐賀支所窓口へ登録の届出をして、ナンバーの交付を受けてください。農耕車を買替えて、廃車した時も、担当窓口で手続きが必要です。

◆登録に必要なもの

- 所有者の印かん(認印)
- 車名 ●車体番号 ●総排気量
- ※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印かん(認印)も必要になります。

軽自動車税の減免について

障がい者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

◆対象となる車両

- 障がい者が所有し、自らが運転する車
- 障がい者(18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者と生計を同じくする方を含む)が所有し、生計を同じくする方が障がい者の通院・通学などのために運転する車
- 障がい者のみの世帯の方が所有し、常時介護する方が障がい者の通院・通学などのために運転する車

※障がいの程度などによる制限があります。軽自動車、普通自動車併せて1台に限ります。

◆申請に必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 運転者の運転免許証
- 個人番号カードまたは通知カード
- 運転者の印かん(認印)
- 自動車検査証
- 減免申請書(税務課にあります)
- ※「生計が同一であること」や「常時介護していること」、「通院・通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

◆申請期限(平成28年度分)

- 5月25日(水)
- ※4月1日現在、所有している車に限る。
- ※4月2日以降に取得した車、障害者手帳などについては、平成29年度から対象となります。

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係  
☎43-2816(課直通)  
佐賀支所 地域住民課 総合窓口 第1係  
☎55-3113(直通)